

平成 29 年 2 月 17 日

岩手県防災会議幹事会議 議長 様

岩手県防災会議幹事会議  
地域防災体制分科会 座長 大槻 英毅

地域防災体制分科会検討結果について

本分科会に依頼のあった下記検討事項について、別添のとおり取りまとめましたので報告します。

記

検討事項 地域防災体制、特に市町村における避難勧告等の発令体制や県による支援体制などについて検討すること。

# 新たな風水害に対応した 地域防災体制の整備について

地域防災体制分科会報告

平成 29 年 1 月 30 日

## 1 災害が発生するまでの情報収集・伝達

### －課題－

- ・専門的部署・専任者が配置できない状況。(岩泉町)
- ・防災に関係しない部署の職員の意識が低い。人事異動等もある。(一関市)
- ・居住区が広大な面積に点在しており、防災情報の配信・収集が行いにくい。災害で道路が寸断された後は一層厳しい。(岩泉町)
- ・閉伊川(水位周知河川)、津軽石川(水防警報河川)以外の県管理河川に水位計がなく、河川水位を基にした避難勧告等の発令が困難。(宮古市)

### (1) 円滑・確実な情報伝達を確保するための訓練等の実施

#### ○ 気象情報等に関する研修会の実施【国・県・市町村】

⇒ 県・市町村の防災担当職員を対象に気象情報、土砂災害警戒情報システム、河川情報システムの見方等に関する研修会を開催し、災害時における情報収集・分析のための基礎的な知識を習得する。

また、職員の受講機会の確保や研修の充実等を図るため、本県自治体における職員研修・訓練のあり方等について検討し、その検討結果を踏まえた職員研修・訓練を実施する。

#### ○ 岩手県災害情報システムを活用した訓練の実施【国・県・市町村】

⇒ 岩手県災害情報システムを活用し、被害状況の把握や報告、支援要請等、情報の分析や伝達を確実にを行うための訓練を実施する。

### (2) 県管理河川の水位周知河川の指定や市町村管理河川の水位計・雨量計設置

#### ○ 水位周知河川の指定の推進【県】

⇒ 水位周知河川の指定を進めるとともに、地形や浸水実績等により、具体的な災害リスク情報を市町村に伝達する。

#### ○ 沿川の土地利用を勘案した水位計等の観測施設の効果的な配置の検討【県・市町村】

⇒ 細やかな情報提供を可能にするため、県は市町村の意見を聞きながら沿川の土地利用を勘案した水位計等の観測施設の効果的な配置を検討する。

#### ○ 簡易な方法での水位計測、流域雨量指数の活用の検討【県・市町村】

⇒ 避難勧告等の発令基準をよりの確にするため、関係機関等が連携して簡易な方法での水位計測、流域雨量指数の活用等について検討する。

### (3) 住民が気象情報や防災情報を生かすための防災知識の普及・啓発

#### ○ いわてモバイルメールへの登録促進【県】

⇒ 各種気象情報や土砂災害警戒情報、河川水位情報などを直接住民に伝達できる手段であるいわてモバイルメールへの登録を促進する。

#### ○ 住民等に対する防災知識の普及・啓発【国・県・市町村】

⇒ 国・県・市町村はそれぞれ様々な機会をとらえ、住民の防災知識の普及・啓発を図る。

## 2 避難勧告等の発令体制（情報の分析、意思決定）、支援体制の構築

### －課題－

- ・災害対策本部における人員の各課間融通も限られた職員の中で厳しい状況。（岩泉町）
- ・広大な面積を有するため、地域によって気象条件や災害要因が異なることから、情報の分析や対応等を行う上で職員の専門性に限界があり、気象情報機器を整備するための財源の確保も難しい。（岩泉町）
- ・災害対策本部設置時に支援人員が活動する部屋はスペース及び情報機器の関係から各部署の執務室となっており、情報共有に苦労している。（宮古市）

### (1) 全庁をあげて役割分担する防災体制の構築及び実効性を高めるための訓練の実施

#### ○ 全庁をあげた防災体制の構築と、台風等に備えた早めの体制の切り替え【市町村】 《新規》

⇒ 大規模な災害に備え、情報を収集・分析する組織、一般住民からの情報や問い合わせに対応する組織、避難勧告等の情報を住民へ伝達する組織に分けるなど、防災担当課だけではなく、全庁（市町村の組織全体）をあげた体制を整備する。

また、台風等、事前に災害の発生が予想される場合には、早期に全庁をあげた体制に移行する。

#### ○ 災害発生状況を考慮した避難勧告等の発令訓練の実施【市町村】

⇒ 避難勧告等の発令が円滑に行えるよう、様々な災害発生状況を考慮した避難勧告等発令の訓練を定期的実施する。

#### ○ 市町村職員を対象とした研修会や訓練の実施【県・市町村】

⇒ 市町村は災害時の体制を踏まえた研修会や訓練の実施により、市町村職員の災害対応力の向上を図る。また、県はこれらの研修会や防災訓練の実施を支援する。

### (2) 災害時における情報収集・分析を行い、首長の判断を支える体制の構築・人材の育成

#### ○ 情報収集・分析を行い、首長を補佐する体制の構築・人材の育成【市町村】《新規》

⇒ 市町村は避難勧告等の発令に資する情報の分析を担う組織や職、市町村長の避難勧告等発令の意思決定を補佐する組織や職を設置するとともに、担当する職員を研修会等に積極的に参加させるなど、人材の育成を行う。

#### ○ 首長を対象としたトップセミナーの開催【国・県】

⇒ 国や県は市町村長の防災に係る情報提供や意識高揚を図るため、防災の専門家による講演や事例紹介等、市町村長を対象としたセミナーを実施する。

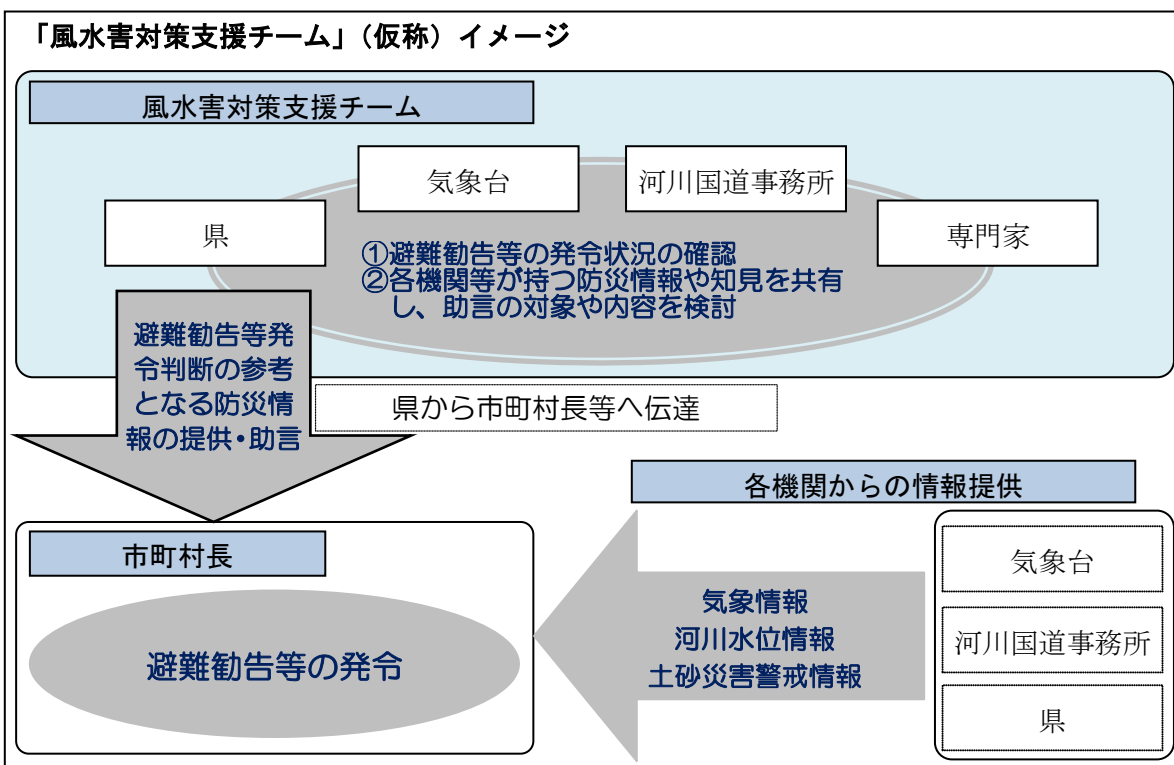
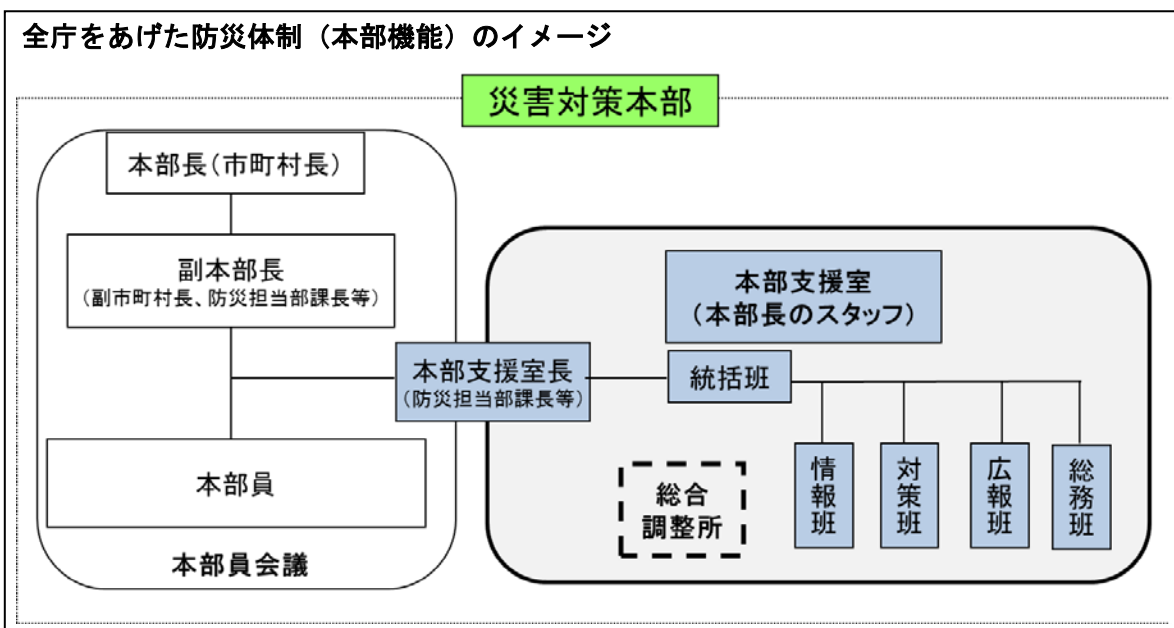
### (3) 災害時に河川管理者や気象台、防災対応経験が豊富な専門家の知見を市町村が活用できる防災体制の構築

#### ○ 「風水害対策支援チーム」（仮称）による市町村への避難勧告等発令の支援【国・県・専門家】《新規》

⇒ 台風等、災害の発生が予測される場合には、気象台、河川管理者、県の防災関係課、専門家等による「風水害対策支援チーム」（仮称）を設け、防災情報や知見を共有するとともに、市町村長が避難勧告等の発令を判断する上で参考となる助言内容の検討を行う。

また、事前に予測ができない災害（通常の大雨災害等）の場合においては、県の防災関係課は、気象台等と連携し、積極的に市町村に情報提供を行う体制を構築する。

- 県から市町村長等へ助言等を直接伝達するための体制整備【県・市町村】《新規》  
⇒ 「風水害対策支援チーム」（仮称）で検討した、避難勧告等発令を判断するための情報や助言内容等について、県から市町村長等へ直接伝達を行う。
- 「風水害対策支援チーム」（仮称）による研修会等の実施【国・県】《新規》  
⇒ 「風水害対策支援チーム」（仮称）は、平常時に市町村職員を対象とした避難勧告等発令をはじめ、防災体制に係る研修会などを実施する。



### 3 避難勧告等の住民等への伝達

#### —課題—

- ・避難準備情報の発令時に、要配慮者が避難すべき段階であることを伝達できていなかった。
- ・台風の接近に伴い風雨が強まっていく状況において、小本川の氾濫域に対して災害に関する注意喚起が行われず、住民に危険性が伝わっていなかった。
- ・被災した要配慮者利用施設の管理者は、避難準備情報の発令を認識していたが、要配慮者の避難開始を知らせる情報であるとは認識していなかった。

#### (1) 住民にわかりやすい避難勧告等の実施（内容）及び住民に確実に届く避難勧告等の実施（手段）並びに実効性を高めるための訓練の実施

##### ○ 台風接近時等における住民への注意喚起【市町村】《新規》

⇒ 市町村は台風接近時等、大雨の予報等が発表された段階から災害の危険が去るまでの間、避難勧告等発令の今後の見通し、発令時にとるべき避難行動について、逐次、住民や要配慮者利用施設の管理者に対して伝達する。

##### ○ 災害の種別に応じた避難勧告等の伝達文の作成【市町村】

⇒ 市町村は避難勧告等を発令する際には、住民がとるべき避難行動を理解できるよう、どのような災害が、どの地域に発生するおそれがあるのか、どのような避難行動をとるべきか等を具体的に伝える。また、あらかじめ災害種別に応じた伝達文を作成する。

##### ○ 避難勧告等の内容の住民への周知【国・県・市町村】

⇒ 「避難準備情報」が「避難準備・高齢者等避難開始」に名称変更されたことから、用語の意味等について住民等へ周知する。

##### ○ Lアラートを活用した避難勧告等の情報伝達【県・市町村・報道機関】

⇒ テレビやインターネットなどを活用し、迅速に住民に避難情報を伝達するため、市町村はLアラートを活用した避難勧告等発令を行う。

##### ○ 要配慮者利用施設への情報伝達体制の構築【市町村】

⇒ 災害時に早めの避難行動が必要となる配慮者利用施設に対して、避難勧告等を確実に伝えるための情報伝達体制を整備する。

##### ○ 岩手県災害情報システムを活用した訓練の実施【国・県・市町村】

⇒ 岩手県災害情報システムを活用し、Lアラート、ツイッター、フェイスブックによる避難勧告等の情報発信訓練を実施することにより、住民への確実な情報伝達を図る。

##### ○ 住民参加型の避難訓練の実施【県・市町村】

⇒ 県総合防災訓練や市町村の防災訓練において、避難勧告等発令による避難訓練を実施することにより、災害時における住民の迅速・確実な避難行動につなげる。

#### (2) 土地の災害リスク情報や災害時にとるべき避難行動の住民等への周知、自主防災組織等による野外調査、勉強会の実施

##### ○ 広報紙等による災害時にとるべき避難行動の周知【県・市町村】

⇒ 県や市町村は広報紙等を活用し、災害危険箇所の把握の必要性や災害時の避難の方法（水平避難・垂直避難）、避難所の確認など、災害時にとるべき行動について住民への周知を行う。

○ 防災マップ等による危険箇所、避難所等の周知【市町村】

⇒ 市町村は住民に防災マップ等を配付したり説明会を開くなど住民に対して、災害危険箇所や避難所等の周知を行う。

○ 自主防災組織等による地域の災害リスクの把握【県・市町村】《新規》

⇒ 住民の適切な避難行動につなげるとともに、地域の防災力強化を図るため、県や市町村は自主防災組織や地域住民が主体となって地域の危険箇所や避難場所等の把握、発災時における地域内での連絡体制の整備等を促進する。

**各家庭においてあらかじめ定めた避難行動をとることができるようにするための取組例（「災害・避難カード」の作成（避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインより））**

災害種別毎に作成されているハザードマップ等の情報を基にして、各家庭において、災害種別毎にどう行動するのかを確認し、災害時は、自ら Web 上の防災情報を確認したり、市町村が発する避難勧告等の情報を判断材料として、悩むことなく、あらかじめ定めた避難行動を取ることができるようにする。

11.1.1 災害・避難カード

水害（場合によっては複数の河川）、土砂災害、高潮、津波の災害種別毎に立ち退き避難の必要性、立ち退き避難する場合の場所を建物毎に記す。

**【〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号：避難が必要となる災害と避難方法等】**

災害	避難行動	注視する情報	危険な状況
A川	自宅2階	〇〇観測所雨量	〇〇mm
B川	〇〇避難場所	〇〇水位観測所	〇. 〇m
土砂災害	無し		
津波	無し		
高潮	無し		

※複数の河川からの浸水が想定される地域において、一方の河川による浸水深が大きく、立ち退き避難が必要な場合は、複数の河川からの浸水が同じ降雨で発生することを想定し、浸水深の大きい方を基準にして避難行動を想定する必要がある。

#### 4 避難行動の支援、避難所・避難場所開設・運営

##### －課題－

- ・住民が避難勧告等に基づく早めの避難を行うよう意識啓発が課題。(久慈市)
- ・道路の通行の可否の整理に苦勞した。(久慈市)
- ・全ての避難所に職員を配置することは困難。指定管理施設となっている避難所については、指定管理者と協定を結ぶ必要がある。(一関市)

#### (1) 避難行動要支援者の避難支援に係る計画作成及び訓練の実施

- 計画作成に係る先進的な取組の共有【県】《新規》  
⇒ 避難行動要支援者名簿の活用や、個別計画の作成に係る先進事例等を紹介することにより計画作成を促進し、避難行動要支援者の避難支援の実効性を高める。
- 住民参加型の避難訓練の実施【県・市町村】  
⇒ 県総合防災訓練や市町村の防災訓練、地域における避難訓練において、自治会や自主防災組織、消防団、福祉関係者等が連携し、避難行動要支援者の避難の支援に係る訓練を実施する。

#### (2) 避難所・避難場所の迅速な開設・運営及び平時における住民参加型訓練の実施

- 自主防災組織や住民等による避難所等の開設・運営【市町村】  
⇒ 住民等が早めの避難を行えるよう、自主防災組織や住民等が避難勧告等に合わせて迅速に避難所等の開設を行うとともに、避難生活が長期化した場合に市町村も一定の関与をしつつ、住民が主体となって避難所運営を行える体制を構築する。
- 住民参加型の避難訓練の実施【県・市町村】  
⇒ 災害時の円滑な避難所運営のため、県総合防災訓練や市町村の防災訓練において、自主防災組織や住民等による避難所開設・運営訓練等を実施する。



## 新たな風水害に対応した防災体制の整備【地域防災体制分科会（第1分科会）】取組一覧

主な論点	現状・課題	具体的取組	
<p>1 災害が発生するまでの情報収集・伝達</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国・県・市町村間の情報の流れ</li> <li>・県・市町村の体制</li> <li>・台風接近時等の事前の住民への周知</li> <li>・中小河川の情報収集</li> <li>・その他情報収集・伝達など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 専門的部署・専任者が配置できない状況。(岩泉町)</li> <li>○ 防災に関係しない部署の職員の意識が低い。人事異動等もある。(一関市)</li> <li>○ 居住区が広大な面積に点在しており、防災情報の配信・収集が行いにくい。災害で道路が寸断された後は一層厳しい。(岩泉町)</li> <li>○ 閉伊川(水位周知河川)、津軽石川(水防警報河川)以外の県管理河川に水位計がなく、河川水位を基にした避難勧告等の発令が困難。(宮古市)</li> </ul>	<p><b>(1) 円滑・確実な情報伝達を確保するための訓練等の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 気象情報等に関する研修会の実施【国・県・市町村】</li> <li>イ 岩手県災害情報システムを活用した訓練の実施【国・県・市町村】</li> </ul> <p><b>(2) 県管理河川の水位周知河川の指定や市町村管理河川の水位計・雨量計設置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 水位周知河川の指定の推進【県】</li> <li>イ 沿川の土地利用を勘案した水位計等の観測施設の効果的な配置の検討【県・市町村】</li> <li>ウ 簡易な方法での水位計測、流域雨量指数の活用等の検討【県・市町村】</li> </ul> <p><b>(3) 住民が気象情報や防災情報を生かすための防災知識の普及・啓発</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア いわてモバイルメールへの登録促進【県】</li> <li>イ 住民等に対する防災知識の普及・啓発【国・県・市町村】</li> </ul>
<p>2 避難勧告等の発令体制(情報の分析、意思決定)、支援体制の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の分析</li> <li>・避難勧告等発令の基準</li> <li>・市町村への助言体制</li> <li>・その他避難勧告等の発令体制など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害対策本部における人員の各課間融通も限られた職員の中で厳しい状況。(岩泉町)</li> <li>○ 広大な面積を有するため、地域によって気象条件や災害要因が異なることから、情報の分析や対応等を行う上で職員の専門性に限界があり、気象情報機器を整備するための財源の確保も難しい。(岩泉町)</li> <li>○ 災害対策本部設置時に支援人員が活動する部屋はスペース及び情報機器の関係から各部署の執務室となっており、情報共有に苦労している。(宮古市)</li> </ul>	<p><b>(1) 全庁をあげて役割分担する防災体制の構築及び実効性を高めるための訓練の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 全庁をあげた防災体制の構築と、台風等に備えた早めの体制の切り替え【市町村】《新規》</li> <li>イ 災害発生状況を考慮した避難勧告等の発令訓練の実施【市町村】</li> <li>ウ 市町村職員を対象とした研修会や訓練の実施【県・市町村】</li> </ul> <p><b>(2) 災害時における情報収集・分析を行い、首長の判断を支える体制の構築・人材の育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 情報収集・分析を行い、首長を補佐する体制の構築・人材の育成【市町村】《新規》</li> <li>イ 首長を対象としたトップセミナーの開催【国・県】</li> </ul> <p><b>(3) 災害時に河川管理者や気象台、防災対応経験が豊富な専門家の知見を市町村が活用できる防災体制の構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 「風水害対策支援チーム」(仮称)による市町村への避難勧告等発令の支援【国、県、専門家】《新規》</li> <li>イ 県から市町村長等へ助言等を直接伝達するための体制整備【県・市町村】《新規》</li> <li>ウ 「風水害対策支援チーム」(仮称)による研修会等の実施【国・県】《新規》</li> </ul>
<p>3 避難勧告等の住民等への伝達</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民等への伝達内容</li> <li>・住民等への伝達方法など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難準備情報の発令時に、要配慮者が避難すべき段階であることを伝達できていなかった。</li> <li>○ 台風の接近に伴い風雨が強まっていく状況において、小本川の氾濫域に対して災害に関する注意喚起が行われず、住民に危険性が伝わっていなかった。</li> <li>○ 被災した要配慮者利用施設の管理者は、避難準備情報の発令を認識していたが、要配慮者の避難開始を知らせる情報であるとは認識していなかった。</li> </ul>	<p><b>(1) 住民にわかりやすい避難勧告等の実施(内容)及び住民に確実に届く避難勧告等の実施(手段)並びに実効性を高めるための訓練の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 台風接近時等における住民への注意喚起【市町村】《新規》</li> <li>イ 災害の種別に応じた避難勧告等の伝達文の作成【市町村】</li> <li>ウ 避難勧告等の内容の住民への周知【国・県・市町村】</li> <li>エ Lアラートを活用した避難勧告等の情報伝達【県・市町村・報道機関】</li> <li>オ 要配慮者利用施設への情報伝達体制の構築【市町村】</li> <li>カ 岩手県災害情報システムを活用した訓練の実施【国・県・市町村】(再掲)</li> <li>キ 住民参加型の避難訓練の実施【県・市町村】</li> </ul> <p><b>(2) 土地の災害リスク情報や災害時にとるべき避難行動の住民等への周知、自主防災組織等による野外調査、勉強会の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 広報紙等による災害時にとるべき避難行動の周知【県・市町村】</li> <li>イ 防災マップ等による危険箇所、避難所等の周知【市町村】</li> <li>ウ 自主防災組織等による地域の災害リスクの把握【県・市町村】《新規》</li> </ul>
<p>4 避難行動の支援、避難所・避難場所開設・運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民等の避難支援</li> <li>・避難所・避難場所開設方法</li> <li>・避難所運営体制</li> <li>・その他避難行動の支援、避難所・避難場所開設・運営など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民が避難勧告等に基づく早めの避難を行うよう意識啓発が課題。(久慈市)</li> <li>○ 道路の通行の可否の整理に苦労した。(久慈市)</li> <li>○ 全ての避難所に職員を配置することは困難。指定管理施設となっている避難所については、指定管理者と協定を結ぶ必要がある。(一関市)</li> </ul>	<p><b>(1) 避難行動要支援者の避難支援に係る計画作成及び訓練の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 計画作成に係る先進的な取組の共有【県】《新規》</li> <li>イ 住民参加型の避難訓練の実施【県・市町村】(再掲)</li> </ul> <p><b>(2) 避難所・避難場所の迅速な開設・運営及び平時における住民参加型訓練の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 自主防災組織や住民等による避難所等の開設・運営【市町村】</li> <li>イ 住民参加型の避難訓練の実施【県・市町村】(再掲)</li> </ul>

※ 具体的取組：【 】内は想定される実施主体。《新規》は分科会での検討を踏まえた新たな取組。

● 岩手県防災会議幹事会議地域防災体制分科会 ●

委 員 名 簿

---

東北管区警察局 災害対策官 遠藤清則  
東北地方整備局岩手河川国道事務所 総括地域防災調整官 木村 恭一  
仙台管区気象台盛岡地方気象台 防災管理官 藤原 政志  
陸上自衛隊岩手駐屯地 第9特科連隊第3科長 嶋崎 善幸  
岩手県消防長会 盛岡地区広域消防組合消防次長兼警防課長 高橋 利光  
日本放送協会盛岡放送局 放送部長 小高 純  
県警察本部 警備課長 石川 康  
総務部 理事兼副部長兼総務室長 大槻 英毅  
政策地域部 副部長兼政策推進室長 南 敏幸  
保健福祉部 副部長兼保健福祉企画室長 細川 倫史  
県土整備部 副部長兼県土整備企画室長 平野 直  
岩手大学 名誉教授 齋藤 徳美  
岩手大学地域防災研究センター 客員教授 越野 修三  
岩手日報社 編集局次長 藤原 哲  
宮古市 危機管理課長 山本 克明  
久慈市 消防防災課長 大向 雄二  
一関市 防災安全対策監兼防災課長 佐藤 幸紀  
岩泉町 総務課長 植村 敏幸

---